**―　秦野市電子感謝券の加盟店を募集しています！　－**

秦野市では、はだのふるさと寄附金の返礼品として令和３年７月下旬から**「電子感謝券」**の取扱いが始まります。

電子感謝券の利用範囲は、市内飲食店、レジャー施設、宿泊施設及び物産店等、多くの事業者が対象となります。

今後、取扱いできる店舗を充実させ、**感謝券の価値を高める**とともに、**市内事業者の活性化**を目指します。

１　電子感謝券とは

電子感謝券とは、市内加盟店の支払に使える電子ポイントです。はだのふるさと寄附金の返礼品として寄附者に付与され、電子感謝券専用アプリ（以下「アプリ」といいます。）からＱＲコードを使用して決済できます。

２　主な特徴

(1)　市内飲食店、レジャー施設、宿泊施設及び物産店等が対象※となるため、観光客等が訪れるきっかけになり、**新規利用客の開拓につながります！**

※　加盟店対象外の場合があります。「７加盟店の対象にならない店舗」をご確認ください。

(2)　**加盟店登録手数料、設備投資等初期費用が不要**※のため、簡単に始められます！

※　電子感謝券専用の管理サイト（ＣＭＳ）を利用するため、パソコン、スマートフォン又はタブレット端末が必要です。

３　全体の流れ

秦野市役所

寄附者

①ふるさと寄附

②電子感謝券の発行※

※決済完了後、その場でポイント

（寄附額の３０％）が付与されます。

③サービスの提供

⑤ポイントの精算

**加盟店**

④ポイントで決済

４　申込み方法

加盟店への申込みは、**随時募集**しております。なお、申込みの主な流れは、次のとおりです。

(1)　電子感謝券参加申込書類及び登録シートに必要事項を記入し、市に提出します。（併せてアプリに掲載する写真（店の外観、商品等）の提供をお願いします。）

(2)　市から電子感謝券専用管理サイトのＩＤ・パスワードが届きます。

(3)　電子感謝券専用管理サイトにログインし、各事業者専用ＱＲコードを発行※のうえ、レジ付近に設置します。

※　市がＱＲコードを発行し、送付することもできます。

(4)　**運用スタート！**

５　利用ポイントの精算について

加盟店で利用されたポイントは、**毎月月末に締め、翌月末に指定された口座に振り込みます**。なお、精算に当たり**請求書の提出は必要ありません**。

６　加盟店で負担となる事柄（注意事項）

(1)　ＱＲコードでの決済となるため、**利用客が入力する内容（利用ポイント）を確認していただく必要があります**。

(2)　ＱＲコード決済時、入力誤り等が生じた場合は、**電子感謝券専用管理サイトから修正していただく必要があります**。

(3)　利用ポイントの精算が翌月となるため、**サービス等の提供から金銭の受取りまで一定の期間が生じます**。

７　加盟店の対象にならない店舗

**次のいずれかに該当する店舗は登録できません**。

(1)　**全国共通のサービスを提供する店舗**（フランチャイズ、チェーン店等）

(2)　**税法が関係する商品を扱う店舗**（薬局、酒屋、ガソリンスタンド等）

(3)　物産店は、商品構成が地場産品以外の物が過半数を占めるなど、**運用により地場産品のみを対象とすること（地場産品のみを販売すること）ができない店舗**

事務担当は、秦野市総務部財産管理課財産管理担当です。

電話番号：０４６３－８６－６８２０（直通）

ファクス：０４６３－８４－５２３５